

国立大学法人旭川医科大学における懲戒処分の公表基準の一部を改正する基準を次のように定める。

(令和5年9月5日学長裁定)

国立大学法人旭川医科大学における懲戒処分の公表基準の一部を改正する基準

国立大学法人旭川医科大学における懲戒処分の公表基準（平成30年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(公表の対象とする懲戒処分事案)</p> <p>第2 懲戒処分を行った事案で、次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。</p> <p>(1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る処分で、懲戒解雇、<u>諭旨解雇</u>、<u>降任</u>、<u>降格</u>、<u>停職</u>、<u>減給及び譴責</u>である懲戒処分</p> <p>(2) 職務に関連しない行為に係る処分で、懲戒解雇、<u>諭旨解雇</u>、<u>降任</u>、<u>降格</u>及び<u>停職</u>である懲戒処分</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この基準は、令和5年9月5日から実施する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>本学職員就業規則に定める懲戒種類の改正に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(公表の対象とする懲戒処分事案)</p> <p>第2 懲戒処分を行った事案で、次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。</p> <p>(1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る処分で、懲戒解雇、諭旨解雇、<u>停職</u>、<u>減給及び譴責</u>である懲戒処分</p> <p>(2) 職務に関連しない行為に係る処分で、懲戒解雇、諭旨解雇及び<u>停職</u>である懲戒処分</p>